

清掃作業仕様書

1 委託業務名

清掃作業業務

2 委託場所

秋田県南部老人福祉総合エリア（秋田県横手市大森町字菅生田245番34号）

3 委託期間

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

4 委託内容

日常清掃	5,913.20 m ²
窓清掃	3,177.4 m ²
床ワックス作業	5,413.9 m ²
養護浴室等清掃	105.7 m ²
（浴室 11.3 m ² + 脱衣室 6.9 m ² × 2カ所）	
（職員トイレ 男子7.8 m ² + 女子4.8 m ² ）	
（車いすトイレ 5.0 m ² × 1カ所）	
（洗濯室 8.5 m ² × 2カ所）	
（特浴室 34.7 m ² 脱衣室とも）	
軽費浴室等清掃	241.0 m ²
（軽費食堂 111.6 m ² ）	
（軽費洗濯室 1階25.7 m ² + 2階18.5 m ² ）	
（軽費ホール 63.5 m ² ）	
（軽費職員トイレ 21.7 m ² ）	
（浴室 21.8 m ² + 脱衣室 11.4 m ² × 2カ所）	

5 契約の概要

この仕様書は業務の大要を示すものであるから、この仕様書に示されない事項であっても、維持管理上必要と認められる清掃等を実施するものとする。

- （1） 別紙作業内容による清掃業務を行う。
- （2） 窓清掃及び床ワックス作業はエリアが示す範囲について実施するものとし、概ね6月に実施するものとする。
- （3） 窓清掃は、各ガラス両面について行うものとし、清掃面積にはガラスブロックは含まない。
- （4） 各事業年度の終了（各年3月31日）後、業務完了届けを提出すること。

6 報告書の提出について

保守点検結果及び点検結果に基づき処理した事項、その他作業内容並びに必要な場合には、技術的所見を記載した「作業報告書」と作業状況を記録した写真(日常清掃を除く)、並びに「実績報告書」を業務完了後速やかに提出し、その確認を受けるものとする。

作業内容

日常清掃共通作業

1. 清掃作業は、その材質に適した洗剤・方法を用いることとし、その機能を損なわないよう十分に注意すること。
2. 各部署の清掃作業日は以下の通りとする。但し、各部署において追加となる部分については別記のとおりとする。

・ シルバーケア（居室及び食堂を除く）・診療リハ	2日／週
・ シルバーケア居室・食堂	1日／週及び利用の都度
・ サプエネ	5日／週（月曜日から金曜日）
・ コミセン（浴室を含む）・運動広場・休憩棟	6日／週（火曜日から日曜日）

但し、月曜日または振替休日が営業日である場合には、営業日として清掃を行い、営業休業日を清掃を要しない日とする

・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム	5日／週（月曜日から金曜日）
-------------------	----------------

* 年末年始の清掃を要しない日
12月31日から翌年1月1日まで

但し、養護老人ホーム・軽費老人ホーム浴室清掃、養護老人ホーム特浴室清掃を除く。
3. 日曜・祝日は2人以上を配置するものとする。
4. ゴミ処理は横手市の定める分別方法に基づき分別し、所定の場所に搬出するものとする。またゴミ処理には、各トイレ内汚物入れの処理を含むものとする。

日常清掃個別作業

1. 作業時間について
 - a) コミセン大広間・ラウンジ・小部屋、休憩棟大広間など利用したときのみ清掃する場所については、利用者が帰った後に行うものとする。
 - b) コミセン小部屋、休憩棟小部屋の利用時間は以下の通りとする。

・ 日中休憩利用の場合	午前10時30分より午後3時30分まで
・ 宿泊利用の場合	午後4時より翌日午前10時まで
2. 床清掃作業
 - a) ダストモップによる拭き掃除とする。
3. トイレ清掃作業
 - a) 床面は拭き掃除とする。
 - b) 床面、衛生陶器類、水栓類および鏡の清掃を行うこと。
 - c) トイレトペーパーおよびペーパータオル等の補充を行うこと。

4. ぞうきんがけ作業

- a) 廊下イスの清掃は、イス本体がビニールレザー張りの場合は固く絞ったぞうきんにより行うものとする。布張りの座椅子については乾拭きとする。
- b) 各テレビ清掃は、テレビ本体及び置き台の清掃とする。
- c) 公衆電話清掃は、電話機本体及び置き台の清掃とする。
- d) 窓枠清掃は、ほこりの除去及び結露水のふき取りとし、結露水の除去は適時行うものとする。

5. 浴室・脱衣室消毒作業

- a) 逆性石けんによる脱衣室全面の消毒作業とし、その作業場所は以下の通りとする。なお、逆性石けんについてはエリア側で準備する。

作業箇所

入りロドア、洗面台・カウンター及び水洗金具、イス、脱衣ロッカー（内外面とも）、脱衣かご、床面、トイレドア・床・便器及びフラッシュ弁

- b) 消毒作業日は、1日/週（木曜日）とする。

6. コミュニティセンター浴室清掃作業

- a) 浴室及び脱衣室清掃終了時間は男女とも10時までとし、入浴が可能な状態であるものとする。
- b) 各ろ過器入り口のストレーナーを毎日清掃するものとする。
- c) 浴槽及び洗い場の清掃は洗剤散布後、デッキブラシによる水洗いとする。
- d) 洗い桶、イス及びシャワー器具等の清掃は洗剤を含ませたスポンジによるものとする。
- e) 鏡は汚れ除去用洗剤を使用し、清掃した後乾いた布によりふき取り、汚れが残らないようにする。
- f) 脱衣室床は掃除機による清掃とし、ベンチイス、洗面台等はぞうきんによる清掃とする。

養護浴室等清掃作業

1. 清掃作業は、その材質に適した洗剤・方法を用いることとし、その機能を損なわないよう十分に注意すること。

2. 各作業日は都合により変更される場合があり、変更された場合には変更後の曜日に行うものとする。

3. 浴室清掃作業

- a) 特浴室以外の清掃作業日は、火曜日・木曜日・土曜日の3日/週とする。

- b) 特浴室の清掃作業日は、火曜日・金曜日の2日/週とする。

- b) 浴槽及び洗い場の清掃は洗剤散布後、デッキブラシによる水洗いとする。

- c) 洗い桶、イス、介助イス、手すり等、及びシャワー器具等の清掃は洗剤を含ませたスポンジによるものとする。

- d) 各清掃日に浴槽、浴室、洗い桶、イス、介助イス、手すり等、及び脱衣室、脱衣かご、脱衣ロッカーおよび床の清掃および消毒を行うものとする。

- e) 浴槽、浴室及び洗い桶、イス、介助イス等の消毒は、必要濃度に希釈した塩素剤とし、じょうろによる散布後約10分放置した後洗浄するものとする。但し、金属類は除くものとする。

f) 脱衣室、脱衣かご、脱衣ロッカー等の消毒は必要濃度に希釈した塩素剤とし、ぞうきんによる拭き清掃とする。但し、金属類は除くものとする。

4. 各トイレ清掃作業

- a) 清掃作業日は、1日/週（火曜日）とする。
- b) 床面、衛生陶器類、水栓類および鏡の清掃を行うこと。床面は洗剤散布後、デッキブラシによる水洗いとする。
- c) トイレトペーパーおよび水石けん等の補充を行うこと。
- d) 入り口ドアの清掃を行うこと。

6. 洗濯室清掃作業

- a) 清掃作業日は、1日/週（土曜日）とする。
- b) 床面および排水溝の清掃を行うこと。床面は洗剤散布後、デッキブラシによる水洗いとする。
- c) 洗濯機および乾燥機の清掃および消毒を行うこと。消毒は必要濃度に希釈した逆性石けんによる拭き掃除とする。
- d) ゴミ処理およびゴミ箱の清掃を行うこと。

軽費浴室等清掃作業

- 1. 清掃作業は、その材質に適した洗剤・方法を用いることとし、その機能を損なわないよう十分に注意すること。
- 2. 作業日は都合により変更される場合があり、変更された場合には変更後の曜日に行うものとする。
- 3. 浴室清掃作業は以下のとおりとする。
 - a) 作業日は、月曜日・水曜日・金曜日・土曜日の4日/週とする。
 - b) 各ろ過器入り口のストレーナーを作業日に清掃するものとする。
 - c) 浴室内及び脱衣室清掃終了時間は男女とも9時30分までとし、入浴が可能な状態であるものとする。
 - d) 浴槽にお湯を張り終えた後、真空ヒーター、ろ過機等の運転を行うものとする。
 - e) 浴槽及び洗い場の清掃は洗剤散布後デッキブラシによるものとする。
 - f) 洗い桶、イス及びシャワー器具等の清掃は洗剤を含ませたスポンジによるものとする。
 - g) 各清掃日に脱衣室、脱衣かご、脱衣ロッカー、衛生陶器類、水栓類、鏡及び床の清掃および消毒を行うものとする。
 - ・ 消毒薬は必要濃度に希釈した塩素剤とし、ぞうきんによる拭き清掃とする。但し、金属類は除くものとする。
 - ・ 床面は掃除機による清掃とする。
 - h) 洗い場の清掃は洗剤散布後デッキブラシによるものとする。
 - i) 洗い桶、イス及びシャワー器具等の清掃は洗剤を含ませたスポンジによるものとする。
 - j) 毎水曜日には、浴槽、浴室、洗い桶等の消毒を行うこと。
 - ・ 消毒薬は必要濃度に希釈した塩素剤とし、じょうろによる散布後約10分放置後洗浄するものとする。但し、金属類は除くものとする。
 - k) 毎土曜日には、排水溝等の消毒を行うこと。

- ・ 消毒薬は必要濃度に希釈した塩素剤とし、じょうろによる散布後約10分放置後洗浄するものとする。但し、金属類は除くものとする。

4. 食堂の清掃作業は以下のとおりとする。

週1回、以下の部分を清掃する。

- 食堂配膳カウンター内部(木質床)から流し台部分(ビニールシート部分)の清掃。
- ビニールシート部分の床面消毒(流し台部分を除き、薄めた塩素によるモップ拭き)。
- 以下の部分について、薄めた塩素による拭き清掃。
 - テーブル上面の消毒(テーブル13台)
 - イスの脚(床面と接触する部分のみ イス44脚)
- 食堂椅子の背もたれ及び座面の清掃(薄めた塩素による拭き掃除)。

5. 洗濯室の清掃作業は以下のとおりとする。

毎日、以下の部分を清掃する。

- 床面消毒(薄めた塩素によるモップ拭き)。但し12月31日、1月1日を除く。
- 洗濯機及びゴミ箱の拭き清掃。但し日曜・祭日を除く。

6. 玄関ホール等の清掃作業は以下のとおりとする。

週1回、以下の部分を清掃する。

- 掃除機による玄関ホールカーペット部分の清掃。
- 男女職員トイレの清掃。清掃内容は他のトイレ清掃に準じる。